

令和 7 年度電算用機器共同調達 入札説明書

令和 7 年 5 月

長崎県市町村行政振興協議会

入札説明書

1 調達背景および目的

長崎県市町村行政振興協議会（以下「本協議会」という。）は、市町が行財政運営を支援する目的のために、長崎県内の全市町を構成団体として平成 19 年に設立した公共的任意団体です。

本共同調達につきましては、市町が各種業務システムにおいて使用する機器について、市町間での仕様の違いが少ないという特徴があることから、市町村の機器導入コスト軽減及び調達事務手続きの簡素化を目的として、本協議会が支援事業の一環として実施するものです。

2 共同調達について

(1) 本協議会の実施する共同調達とは、本協議会の構成団体である 2 以上の市町等（以下、「共同調達参加団体」という。）が共同で物品の調達を行うことを言う。

(2) 共同調達物品の入札（本入札説明書に係る入札）は、本協議会が執り行い、調達物品に係る契約は原則として各共同調達参加団体と落札業者（もしくは、落札業者が指定する保守事業者）の間で個別に締結するものとする。

ただし、賃貸借(リース)を希望する共同調達参加団体については、当共同調達参加団体が指定するリース会社に、落札した金額（入札額に消費税および地方消費税を加算した金額）をもって機器を売り渡すこととする。

※契約についての詳細は、「10. 契約について」に示すとおり。

(3) 本書に係る物品の共同調達参加団体は以下の市町等とする。

壱岐市、西海市、長与町、時津町

3 調達の種類

購入（一括）又はリース

4 共同調達に付する調達の内容

(1) 入札物件名

令和 7 年度電算用機器共同調達

(2) 入札物件

- ・ パソコン及びタブレット端末一式
- ・ プリンター一式

(3) 入札物件の数量

【パソコン及びタブレット端末一式】

- ・ デスクトップパソコン 145 台
- ・ ノートパソコン 91 台
- ・ タブレット端末 2 台

【プリンター式】

・プリンタ 44台

※詳細は「令和7年度電算用機器共同調達機器仕様書（別紙①）」のとおり

5 調達物品機器の仕様

- (1) 本件調達物品機器等の仕様等は、「令和7年度電算用機器共同調達機器仕様書（別紙①）」に示すとおりとする。
- (2) 機器メーカーについては、国内メーカー製であること。
- (3) 入札機器の性能等が機器仕様を満たしているか否かの判定は、本協議会において、入札機器に係る提出資料の内容を審査して行う。（適合規格承認審査）

6 物品機器等の数量等

「団体毎調達数量一覧及び納入場所等一覧（別紙にて掲載を予定）」のとおり

※落札業者と当該共同調達参加団体との協議により一部変更可能とする。

※特に Office のライセンスに関しては、共同調達参加団体の担当者へ必ずヒアリングを行い、共同調達参加団体にとって最適なプログラムの提案・見積を行うこと。

7 納品期限及び場所

- (1) 機器の納品期限及び場所等については、落札決定後に速やかに共同調達参加団体とスケジュール等の打合せを行うこととする。
- (2) 機器の納品時間帯は、原則として共同調達参加団体開庁日の9時から16時までとし、共同調達参加団体の業務に影響がでないように納品することとする。
- (3) 納品機器等とは別に以下の明細を納品することとする。
 - ① 納品機器明細
 - ② ソフトウェア明細（ライセンスも明記）
 - ③ ライセンス証明

8 機器のセットアップ等の作業範囲（オプション項目）

- (1) 設置場所の確保、及び設置場所までの電源、LANケーブルの確保は、共同調達参加団体が行うものとする。
- (2) パソコンの現地調整は、機器の設置、Windowsの初期セットアップをすることとする。また、詳細な初期セットアップ情報は、当該共同調達参加団体との間で協議することとする。
- (3) パソコンのネットワーク接続は、当該共同調達参加団体から与えられたIPを付番する等、当該共同調達参加団体のネットワークへ接続することとする。また、詳細なネットワーク接続情報は、当該共同調達参加団体との間で協議することとする。
- (4) プリンタの現地調整、ネットワーク接続は、機器の設置および当該共同調達参

加団体から与えられた I P で当該共同調達参加団体のネットワークへ接続することとする。また、詳細なネットワーク接続情報は、当該共同調達参加団体との間で協議することとする。

9 保守対応について（オプション項目）

(1) 有償（メーカー無償保証期間（1年以上）を除く）の保守委託については、オプション（選択制）とする。

(2) 保守委託を選択している場合の保守条件（購入後5年保守）

① 保守契約期間中において、機器が正常に作動するよう、保守業者（納入業者が保守を行う場合は、当該納入業者。以下同じ）の負担において、機器の調整、修理又は、部品の交換等所要の保守を行うこととする。なお、定期保守部品の交換対応も含む。

② 納入する機器の保守業者は、プライバシーマーク認定業者又は ISMS 認証業者、個人情報保護方針等を定めた事業者であることとする。

③ 下記の内容でオンサイト保守サービスを行うこととする。

12月29日から翌年1月3日及び祝日を除く月曜日から金曜日の9時から17時とし、15時までの連絡については翌日中復旧作業、15時以降の連絡については翌々日中復旧作業を原則とする。機器の部品等が揃わない場合や離島地域において交通状況などによりやむを得ない場合は、この限りではない。ただし、機器障害発生部署に対して、機器についての状況調査を行う等の対応を行うこととする。

なお、復旧作業に時間を要し、17時を超えた場合は、対応時間外においても復旧作業を継続するものとする。ただし、致命的な障害等で対応が緊急に必要であると保守業者が判断した場合、又は担当者からの申出があった場合には、受付対応時間及び作業対応時間を延長できるものとする。

また、本体引き上げによる修理が必要な場合は、保守業者持ち込みの代替機とハードディスク等記憶媒体を入れ替えるなどの処置をとり、ハードディスクを引き上げることの無いようにすることとする。

なお、ハードディスクが故障した場合、故障したハードディスクは、保守業者の責任において記録情報の完全消去・物理的破壊・暗号化等読み取りできないように処置し、その記録を担当者に提出することとする。

10 契約について

(1) 機器および付帯作業の契約

落札業者は、共同調達参加団体または共同調達参加団体の指定するリース会社と物品売買契約を締結する場合には、入札時提出の積算内訳書の単価を適用するものとする。

また、落札業者と共同調達参加団体は、以下の手順に従い契約について協議を行うこととする。

① 機器台数等

機器台数等は、落札業者と共同調達参加団体の協議により、変更できることとする。（なお、契約時において各機器の数量計に3%以内の増減があった場合でも見積単価に変更はないものとする。）

② 契約形態

ア 購入等の共同調達参加団体

共同調達参加団体が落札業者との間で物品売買契約を締結し、代金は共同調達参加団体が落札業者に対して直接支払うこととする。

イ リースする共同調達参加団体

落札業者は、共同調達参加団体が別に決定するリース会社と物品売買契約等を締結し、代金はそのリース会社が落札業者に対して支払うこととする。

③ 契約年度および契約日

契約年度および契約日は、共同調達参加団体の指示するところによるものとする。

④ 契約の完了検査

契約の完了検査等は、落札業者と共同調達参加団体との間で行うこととする。

⑤ 支払期限および支払方法

ア 購入等の共同調達参加団体

共同調達参加団体が、契約書に記載された期日までに落札業者に対し口座振込にて一括で支払う。

イ リースする共同調達参加団体

共同調達参加団体が別に決定するリース会社との協議により支払方法を決定する。リースの開始は、リース契約書に記載された日からとする。

ただし、事情により納入完了が遅れる場合のリース開始月は、落札業者と共同調達参加団体の間で別途協議することとする。

(2) 注意事項

① 契約業者（落札業者並びに当該落札業者が指定する保守事業者）は、当該契約によって知り得た秘密を漏らしてはならない。また、他の目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

② 履行に際しては、各共同調達参加団体の担当者と十分打合せの上、その指示に従うこと。

③ 落札業者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならないものとする。ただし、あらかじめ書面により契約相手方の承諾を得たときは、この限りではないものとする。（落札業者が指定する保守事業者も同じ）

11 入札参加資格要件

本調達における入札参加資格要件は、以下の条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 長崎県の競争入札参加資格を有していること。
- (3) 長崎県内に本社又は支社（支店・営業所含む）を有していること。
- (4) 全ての共同調達参加団体において指名停止又は指名保留処分（措置期間中を含む）を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づき、更生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (7) 本業務の履行能力があること。
- (8) 過去 2 年間の間に、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績があること。

12 入札に必要な提出書類

本入札では、入札金額を記入した入札書の提出の前に、入札参加資格要件及び提案予定機器の仕様等について、内容を満たしているかについての事前審査を行うこととする。なお、本協議会が必要と認めた場合には、個別照会や関係書類の提出又は修正を求める場合がある。

(1) 事前審査時提出書類

【入札参加資格審査に関する書類】

- ① 一般競争入札参加申請書（様式 1）
- ② 入札資格参加要件(上記 11-(2))が証明できる書類等の写し
- ③ 入札資格参加要件(上記 11-(8))の業務実績に関する書類（国又は地方公共団体から受注した同種の業務で業務が完了した契約書の写し等）

【適合規格審査に関する書類】

- ① 適合規格承認申請書（様式 2）
- ② 実施体制届

適合規格承認申請を行う物品等に関して、契約者と納入・保守業者などとの関係がわかる体制図を提出すること。（リースを希望しているケースを作成する必要はない）

③ 保守に関する証明資料等

「9. 保守対応について」に記載している「納入する機器の保守業者は、プライバシーマーク認定業者又は ISMS 認証業者、個人情報保護方針等を定めた事業者であること」を証明するもの。

④ 製品カタログ等（2 部）（カラーコピー可）

カタログにインデックス（付番）し、適合規格申請書に機器仕様ごとにカ

タログの記載部分がわかるようにすること。

(2) 事前審査書類の提出期限等

① 提出期限 令和7年5月9日(金) 17時

② 提出先

長崎市栄町4番9号 長崎県市町村会館2階

長崎県市町村行政振興協議会 行政課（担当：石神）

電話番号 095（827）5511

③ 提出方法 持参又は郵送

④ 事前審査期間 令和7年5月12日(月)から令和7年5月16日(金)まで

(3) 事前審査結果の通知

事前審査の結果、「入札参加資格を有しない」又は「規格審査に適合しない」と認めた場合には、入札に参加することはできない。なお、審査結果は、審査期間終了後、メールにて速やかに通知する。

(4) その他

① 提出書類の作成にかかる費用は、提出者の負担とする。

② 提出書類は無断で他の目的に使用しないものとする。

③ 提出書類は返却しないものとする。

④ 提出書類は公表しないものとする。

13 入札及び落札業者の決定方法

(1) 入札日時及び場所

① 入札日時

令和7年5月30日(金)

午前10時 ～ パソコン及びタブレット端末

午前10時30分～ プリンタ

② 入札場所

長崎県長崎市栄町4番9号

長崎県市町村会館3階 第3会議室

③ 入札説明会の日時及び場所

実施しない

(2) 入札方法

① 入札する金額

入札は入札物件ごと（「パソコン及びタブレット端末一式」及び「プリンター一式」）に行い、入札物件ごとの機器購入代金と保守等各種オプション料金の合計額で行う。なお、保守等各種オプションの有無については、仕様書に従うこと。入札金額は、各共同調達参加団体の当該金額を合算して算出すること。

入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税および地方消費税を除いた金額を入札書に記載すること。

②入札時提出書類

入札者は、**入札物件ごとに**所定の入札書（様式 3）及び積算内訳書（様式 3-1）を作成し、封をしたうえで、所定の場所及び日時に入札すること。

なお、落札業者は、入札終了後、速やかに共同調達参加団体ごとの積算内訳書（様式 3-2）を提出してください。共同調達参加団体ごとの内訳書については、機器単価が団体毎に相違することがないように注意すること。

また、代理人をもって入札する場合は、その委任状（様式 4）を入札と同時に提出すること。

(3) 入札を辞退する場合

入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式 5）を入札日時の前日の午後 5 時までに「12(2)②」の提出先に提出しなければならない。

(4) 入札の無効

- ① 入札参加資格を有しない者のした入札
- ② 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- ③ 伝送をもって送付してきた入札
- ④ 入札書に記名押印を欠く入札
- ⑤ 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- ⑥ 同一入札者がなした同一事項についての 2 以上の入札
- ⑦ 入札に際して公正な入札の執行を妨害する行為があったと認められる入札
- ⑧ その他、入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札事業者の決定方法

- ① 開札は、入札に参加する者又はその代理人が出席して行うものとする。
- ② 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札業者とする。ただし、予定価格の制限に達した価格の入札が無い場合は、直ちに再度入札を実施する。なお、再度入札を辞退する場合は、再度入札辞退届（様式 6）を提出することとする。
- ③ 落札業者となるべき同金額の入札者が 2 以上ある場合は、直ちに「くじ」で落札業者を決定する。
- ④ 落札業者となるべき者が、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、当該入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を確実に履行することができるかを照会するために、当該落札業者の決定を留保する場合がある。
- ⑤ 再度（2 回目）の入札でも落札業者がいなかった場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定に基づく手続きに準じて、最低の価格をもって有効な入札を行った者を相手として、随意契約に関する協議を行うこととする。

(6) 本協議会との覚書の締結

落札業者は、入札後に共同調達の実施に係る合意事項について、本協議会と覚書を取り交わすこととする。

(7) 入札結果の共同調達参加団体への通知

入札結果については、落札業者決定後速やかに各共同調達参加団体に通知する。

14 その他

- (1) 提案する機器およびソフトウェアは、原則として入札時点で製品化されているものとする。入札時点で製品化されていない機器またはソフトウェアによって応札する場合には、機器仕様を満たすことと納入期限までに製品化され納入できることを証明する書面を提出すること。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 今回の応札に関する事務経費は、全て入札参加業者負担とし、また、提出された書類等は全て返還しないものとする。
- (4) 入札保証金は、免除する。
- (5) 事情により、入札事務を中断し、入札の延期等を行う場合がある。
- (6) 落札業者は、詳細仕様、納品時期等について、この説明書及び仕様書の記載内容のほか、各共同調達参加団体の担当者と協議すること。

また、落札業者においてやむを得ない事情により、各共同調達参加団体の納品希望時期に沿えず、消費税法の改正により消費税率の引上げの影響を受ける場合においては、各共同調達参加団体の不利が生じないよう本協議会及び各共同調達参加団体と協議すること。

- (7) 入札について質疑がある場合は、令和7年4月23日(水) 17時(期限厳守)までに下記へ電子メールでお問い合わせください。

問い合わせにあたっては、業者名、問い合わせ者の氏名・所属・メールアドレスを必ず明記してください。

なお、提出された質疑およびその回答は、長崎県市町村行政振興協議会ホームページ内に掲載します。当該回答文書は、本仕様書に対して追加又は修正したものとなります。

【問い合わせ先】

長崎県市町村行政振興協議会（長崎県町村会内） 担当：行政課 石神

メール：gyousei@nagasaki-chosonkai.gr.jp

電話：095-827-5511

【長崎県市町村行政振興協議会ホームページ】

<http://www.nagasaki-gyoshin.jp/>